

町田市立成瀬台中学校 令和8年度 学校経営方針

1 はじめに

- 日本国憲法・教育基本法に基づき、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」(教育基本法第1条)する。
- 生徒が人生を豊かに送ることができるよう、知識や学び続ける力を身に付けさせ、心豊かに、体力を向上させることが学校の使命である。生徒が安心して学校生活を送れるよう、全教職員一丸となり教育活動を行う。
- 生徒が希望する進路の実現を目指す。成瀬台中学校の全ての生徒が3年間の学びにより大きな充足感を抱き、義務教育を修了するよう中学校卒業後を見通し指導する。
- ◎ 教科の指導と生徒指導の一体化を目指す。教員が、学習指導と生徒指導の専門性を合わせもつ日本型学校教育の強みを活かした授業づくりを行い、生徒の発達を支える。(生徒指導提要の活用)

2 学校の教育目標

日本国憲法に基づく人権尊重の精神を基調とし、心身共に健康で豊かな人間を育成するため、次の目指す人間像を基に教育目標を定め、本校の教育活動の基本とする。

(1) 教育目標

人権尊重の精神を理解し、健康で自ら学ぶ意欲にあふれ自然と平和を愛し、国際社会に貢献する生徒を育成するため、次のとおり教育目標を掲げる。

- [自主] 個性を生かし 自ら学び続ける人間 「学びに向かう力」
- ◎ [敬愛] 自他を尊重し 思いやりのある人間 「人間関係形成力」
- [克己] 困難に打ち克つ 心身ともにたくましい人間 「実践力」

(2) 目指す学校

- ① 生徒が確かな学力を身に付け、自分の特性を生かし進路を実現する学校
- ② 教職員が指導力を身に付け、充実感をもって職責を果たす学校
- ③ 面倒見良く指導・支援し、生徒・教員間に深い信頼関係がある学校
- ④ 生徒・教員一人一人が人権尊重・生命尊重の精神をもち、いじめ・不適切な言動のない学校
- ⑤ 保護者・地域から信頼され、家庭・地域と連携・協働する学校

(3) 育てたい生徒像

- ① よく学び、自ら考え実践する生徒
- ② 考えや気持ちを的確に表現できる、誇りをもち、頼もしい生徒
- ③ 自らを肯定し、他人を思いやりの心で尊敬できる生徒
- ④ 自他の生命を尊重し、いじめをしない、させない、許さない生徒
- ⑤ 勤労や奉仕の大切さを知り、社会や地域に貢献する生徒

3 中期的経営目標と方策

(1) 個性を生かし 自ら学び続ける生徒(人間)を育成する〔自主・知〕

- ① 基礎的・基本的学習内容を定着させるため、授業規律を徹底させ、落ち着いて授業を受ける環境を整え、よく分かる授業を展開する。併せて学び続ける力の育成を図るため、授業改革研修を実施する。
- ② 一人1台の端末を活用し、個性の発見と伸長を図る GIGA スクール構想を推進する。ICTを活用し、「個別最適化された学び」と「協働的な学び」を一体的に充実、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改革を図る。

(2) 自他を尊重し 思いやりのある生徒(人間)を育成する〔敬愛・徳〕

- ① 行事や諸活動を計画的に実施し、生徒が人間性豊かに触れ合う機会を設け、奉仕する心と連帯意識を育成し、他人を思いやる心を育てる。
- ② 教育活動全体を通し豊かな心と人権尊重の精神を育成し、特別支援学級等と通常の学級との交流及び共同学習を推進や特別支援教室(SR)との連携を強化し特別支援教育の充実を図る。

(3) 困難に打ち克つ 心身ともにたくましい生徒(人間)を育成する〔克己・体〕

- ① 食育を通し心身の健康、地球環境に関心をもち、心身共にたくましく生きる生徒を育成する。
- ② 安全な行動や規律ある集団活動を通し健康・安全について適切な態度を身に付けさせ、特に防災意識を向上させ、災害時に正しい判断・行動のできる能力を育成する。

4 今年度の重点目標

(1) 教科指導と生徒指導の一体化の推進。授業は全ての生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場ととらえ、心理的安全性を意識した次の授業づくりに取り組む。(生徒指導提要の活用)

- ① 自己存在感の感受を促進する授業づくり～授業での自己肯定感、自己有用感を育む工夫。
- ② 共感的な人間関係を育成する授業～認め合い・励ましあい・支え合える学習集団づくり。
- ③ 自己決定の場を提供する授業づくり～教員が生徒の学びを促進するファシリテーターに。
- ④ 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業～学級・HR 集団が生徒の心の居場所に。

(2) 指導と評価の一体化を進め、授業をデザインする8つの取組の継続。①「見通しを持たせる導入」、②「価値ある対話の共有」、③「振り返りの設定」、④「ICTの活用」の推進。

(3) 特別支援教育の推進のため、① SR 巡回指導教員との連携による通常の学級における指導の充実、② ポプラ学級(特別支援学級)との「交流及び共同学習」の推進、③ 授業のユニバーサルデザイン(UD)化。④ UDによる教室環境の整備を推進する。(町田市特別支援教育ハンドブックの活用)

(4) 「町田市版不登校のための対応マニュアル」(2026年3月改定)を踏まえ、不登校生徒に対して、特別支援教育コーディネーターや不登校巡回指導員を中心に生徒・保護者に寄り添う学校体制づくりを進める。別室(とまりぎ)指導の在り方を随時見直し、全教職員によるサポート体制を進める。また、不登校対応を含め、オンライン配信授業のさらなる拡充に努める。

(5) 読書(図書館)教育の活性化を進める。学校図書指導員と連携し、朝読書の充実、総合的な学習の時間でのビブリオバトルの活性化等を通して情操教育の充実、表現力の向上を図る。

5 今年度の取組と方策

(1) 学力の向上

- ① 各教科で「見通しをもたせるための導入」等、授業をデザインする8つの取組及び6つの選択を通して、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に向かう力」を育成する。
- ② AI英語・国際交流プラットフォームWorldClassroom(ワールドクラスルーム)をはじめ、ICTを活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実した、「主体的・対話的で深い学びの実現」、学び続ける力の育成に向けた授業改革を図り、学び合う機会の設定を推進する。
- ③ 指導と評価の一体化を推進し、教員による相互の授業観察や若手教員の研究授業を定期的実施する。
- ④ 学校図書館にかかわり、図書指導員と連携し計画的に書籍を増やすとともに、その利活用を推進する。
- ⑤ NIE教育を推進し、社会への関心を高め、メディアリテラシーの育成を図る。
- ⑥ 成瀬台小学校・成瀬中央小学校との小中一貫教育をより一層推進し、学習の定着状況を把握する。

(2) 豊かな心の育成

- ① 心の教育を充実させ、命の授業を推進し自分と共に他人を大切にすることを育成する。
- ② 認め合い・励ましあい・支え合える集団づくりを進め、自己肯定感、自己有用感を醸成する。
- ③ 「特別な教科 道徳」を通して、指導方法を工夫し、「考える道徳」「議論する道徳」を推進する。
- ④ 言語環境を整え、適切な言葉遣いを指導するとともに人権に配慮し指導する。
- ⑤ 差別やいじめの芽を見逃さず、速やかな情報共有を含めた初期対応を重視し、いじめ防止対策推進法を踏まえ校内委員会の情報共有を進め、いじめ対応学校チーム等、迅速に組織的に指導する。
- ⑥ hyper-QU アンケートを活用し、学級・学年が「安心できる場所」となる学年・学級経営を行う。

(3) 健やかな身体の育成

- ① 東京都統一体力テスト結果を踏まえ、コロナ禍後の生徒の実態を共有し、体育の授業や運動部活動ともに体力向上を目指した意図的・計画的・継続的指導を推進する。
- ② 熱中症対策、怪我等防止に細心の注意を払う。学校保健マニュアルに従い、全教職員の共通理解を徹底し、必要に応じて速やかに医療機関に連れて行き受診させる。
- ③ 全員給食開始を踏まえ、食育を命につながる教育と位置付け、計画的に指導する。

(4) 生徒指導の充実(自己指導の能力の獲得)

- ① 発達支持的生徒指導を重視する生徒指導推進のため、生活指導部を「生徒支援部」と名称変更。
- ② 発達支持的生徒指導を徹底し、生徒の良い点を認め、その行動を肯定し、励ますこと(面倒見良く支援すること)により、生徒との信頼関係を形成し、それを基盤として指導する。
- ③ 「凡事徹底」の推進。当たり前なことを当たり前でできることを大切にすることを涵養する。
- ④ 生徒同士の日常の挨拶や思いやりのある言葉かけ等の励行により、良好な人間関係を形成させる。
- ⑤ 日々の清掃活動・整備活動を重視し、安全で清潔な学級・学校づくりに努める。
- ⑥ 校則見直しを含め、方針・基準を全教職員が理解するとともに、保護者や地域と協働し、指導する。
- ⑦ 生徒会活動の活性化を進め、自主的・自律的態度の形成を促し、自己肯定感・自己有用感を育む。

- ⑧ 学年・学校行事における充実感・達成感・連帯感等を高めさせ、学級や学年の絆を深めさせる。
- ⑨ 「SNS成瀬台中ルール」に基づき情報モラルを向上させ、保護者と協働しトラブルを防止する。
- ⑩ 部活動地域連携・地域展開推進委員会を設置し、部活動の在り方の再検討を進める。

(5) 進路指導・キャリア教育の充実

- ① 学校運営協議会や V.C.と協働し、地域の教育力を最大限に活用した本校の特色ある学校づくりである、「社会人せんせい」(キャリア教育)の取組を一層推進する。
- ② 都立成瀬高等と連携し、高校での授業体験を実施し、上級学校への関心を高める取組を推進する。
- ③ 職場訪問・体験等を通し望ましい勤労観・職業観を養い、将来の夢や目標を実現する意欲を向上させる。ハローワークや外部機関と連携し、3年間を見通した意図的・計画的・組織的な進路指導・キャリア教育を推進する。
- ④ キャリア教育の視点から、生徒一人一人の能力を伸長させ、自己理解に基づき進路選択・決定する態度を育成し、努力する意思を育てる。

(6) 特別支援教育の充実

- ① 特別支援教室(サポートルーム)、特別支援学級(ポプラ学級)において、生徒一人一人の発達課題を十分把握・理解した上で指導・支援し、通常の学級との連携・共通理解を強化する。
- ② 特別支援委員会での協議等の内容を全校で共有し、指導や支援に生かす。
- ③ インクルーシブ教育推進に向け、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進する。
- ④ 生徒が必要とする合理的配慮を具体化し、授業・教室環境のUD化を進め、学びやすい環境を整える。

(7) 信頼され社会に開かれた学校他

- ① 学校運営協議会において教育課程での目標や課題を共有し、地域運営学校(コミュニティスクール)としての学校経営を成瀬台小学校・成瀬中央小学校と連携し推進する。
- ② 全ての提案・配布文書は起案後、管理職決裁を経て企画調整会議に諮り、意図的・計画的・組織的対応を強化する。(校内文書の標準化・スタンダード化を進め、働き改革を推進する。)
- ③ 主幹・主任教諭を中心に学年会や分掌部会等を活用し、学校経営・運営等について指導・助言する。
- ④ 職員→主任→主幹→副校長の連絡態勢により、チーム学校としてリスクを日常的に管理する。
- ⑤ 常に冷静に対応し、感情的に指導しない。体罰・暴言他不適切な指導を絶対に行わない。
- ⑥ 法令を遵守し、サービスの厳正を図るため、サービス事故防止研修を計画的に実施する。
- ⑦ 教員の「働き方改革」の推進し、生徒指導・教育相談に関わり、対応困難な保護者に対しては、担任・学年のみで抱え込まず、管理職、SSW、各自治体の関係機関等と一体となって組織的に対処する。
また、事案の内容に応じ、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」(令和7年4月1日施行)に準拠した保護者対応を実施する。